

大学名： 東京大学

運営名： 下橋 阳樹・種市 雅也

内容： MEクラス5番コントローラから始まる誘導

区間に於いて誘導テープをたどる二点であります。

失格となつて。本件に関して、以下の理由によつて失格は不適当と考え。失格判断の妥当性について調査を依頼する。

- ① 地図上で誘導区間の視認が困難であった。
 - ・ 5-6の結合線の向かい同じ
 - ・ 誘導区間が通行不能壁にはさまれている。
 - ・ 誘導後のレッグ線の始まりがダウニエリPa立入禁止の10-7ルハッナと重なる。
- ② 赤白誘導テープが青黄テープに短冊状につけられていて、赤白T-70ヤマ目立たず視認が困難である。

調査依頼に対する回答

○調査依頼者

大学名 東京大学

選手名 大橋陽樹 種市雅也

クラス ME

<調査依頼内容>

ME クラス 5 番コントロールから始まる誘導区間において誘導テープをたどることができず失格となった。本件に関して、以下の理由により失格は不適当と考え、失格判断の妥当性について調査を依頼する。

●地図上で誘導区間の視認が困難であった。

- ・ 5-6 の結合線の向きが同じ
- ・ 誘導区間が通行不能壁にはさまられている。
- ・ 誘導後のレッグ線の始まりがダウンエリアの立ち入り禁止のパープルハッチと重なっている。

●赤白テープ誘導が青黄テープに短冊状につけられていたため、赤白テープが目立たず視認が困難であった。

<回答>

調査の結果、地図および現地における視認性については以下の見解を示す。

該当地点の現地の状態は以下の写真の通りである。

地図上における誘導区間の視認性について

- ・ 誘導区間を示す破線（以下「誘導表記」）と 5-6 間のライン（以下「レッグ線」）との間には、目視で確認可能な角度があり、視認性には問題ないと考える。
- ・ 誘導表記が通行不能壁に挟まれていることで、視認性が低下する可能性はある。
- ・ 誘導表記終点から連なるレッグ線始点近傍はダウンエリアに重なっているものの、レッグ線始点は地図上でも確認できるため、視認が困難であったとはいえない。

現地における赤白テープ誘導の視認性について

- ・ 青黄テープで構成された人工柵に短冊状の赤白テープ誘導を付けた場合、人工柵に注目しやすい状態であった可能性は存在するが、赤白テープは密な間隔で付けられており、赤白テープを認識出来ないとまではいえない。

上記判断を総合し、改善の余地はあるものの、当該地点では競技者が明瞭に認識できるような誘導がなされていたと判断する。また、テクニカルミーティング資料（スプリント） p25

において、現地の誘導区間始点に「誘導ここから」の看板を置くと告知しており、実際に現地の誘導区間始点には、競技者の走行方向に対して真正面から見える形で「誘導ここから」の看板を設置していたため、当該地点が誘導区間始点であるということは十分に確認できたと考える。

以上の誘導区間の視認性に関する実行委員会の調査結果の見解と、日本学生オリエンテリング大会競技規則 14.4 項ならびに日本オリエンテリング競技規則 23.3 項から誘導区間を辿ることは競技者の責務であることに基づき、失格判断は妥当であると考える。

東北大学

喜田 浩生

ME

（木のモフ表記が建物が書かれるべきで立るが）どうか

私、青葉アーヴの側に立ってみた。ボストンのモフ表記は3つ
あるのは何故か？

○調査依頼者

大学名 東北大学

選手名 長岡凌生

クラス ME

<調査依頼内容>

4 ポのデフ表記が建物で書かれるべきだと考えるがどうか。また、青黄テープのそばに置い
てあるポストの表記が石るいなのは何故か

<回答>

外から見ると建物として認識できるが、現地では通行不能な壁で隔てられた高さの違う面
が立体的に構築されている箇所であるため、壁表記が適切であると判断し、地図表記として、
当該地点は「通行不能な壁」で記載している。それゆえに、ディスクリプションの表記も地
図表記に従って、JSCD2008 の「5.8 石墨（岩石で構築された壁）」として表記した。

東北大字

北見匠，金子博士

MEの5→6の誘導

① テクニカルミーティング資料において。



○ 誘導区間の両側に壁やレンがあり、その間を通過すると誤認し。

片側だけテープがある現地は資料と異なっている。



② 10F フットホールディング競技会 競技規則 173 に。

「レートの誘導は、地図および現場で明確に印をつければならない。」であるが、

・ 地図において、壁・かいだんと塗りつぶし視認しづらい。

・ 現地において、^{レントリの}青黄テープと^{太い}赤白テープが重なり、レンの青黄テープの目がいじしまる。

また手前に赤色のカラーコーンがあり、赤白テープが見えなかつた。

以上より、競技規則に反していることを²³。

○調査依頼者

大学名 東北大学

選手名 北見匠 金子哲士

クラス ME

<調査依頼内容>

ME の 5→6 の誘導

① テクニカルミーティング資料について

誘導区間の両側に壁やレーンがあり、その間を通ると誤認し、片側だけテープがある現地は資料と異なっている。

② IOF フットオリエンテーリング競技会規則 17.3 に「ルートの誘導は、地図及び現場で明瞭に印を付けなければならない。」とあるが、

・地図において、壁・かいだんと重なり、視認しづらい。

・現地において、レーン状の青黄テープとたんざくの赤白テープが重なり、レーンの青黄テープに目がいってしまう。また、手前に赤色のカラーコーンがあり、たんざくの赤白テープが見えなかつた。

以上の点により、競技規則に反していると考える。

<回答>

① 現地と図の構造は一致していないが、テクニカルミーティング資料において示した図は、あくまで模式図で示したものである。

② 地図においては、誘導区間を表す破線が壁や階段と重なり、誘導区間の表記が視認性の低い状態であったという判断は行っている。

現地においては、青黄テープで構成された人工柵に短冊状の赤白テープ誘導を付けた場合、人工柵に注目しやすい状態であった可能性は存在するが、短冊状の赤白テープについては密な間隔で付けられており、公園内に据え置きされた赤色カラーコーンの影響を考慮しても、短冊状の赤白テープの認識が出来ないとまではいえない（上記写真の現地の状況を参照）。また、テクニカルミーティング資料（スプリント） p25において、現地の誘導区間始点に「誘導ここから」の看板を置くと告知しており、実際に現地の誘導区間始点には、競技者の走行方向に対して真正面から見える形で「誘導ここから」の看板を設置していたため、当該地点が誘導区間始点であるということは十分に確認できたと考える。

上記判断を総合して、改善の余地はあるものの、当該地点では競技者が誘導区間を明瞭に認識できる状態であったと判断する。以上の結果より、競技規則に反しているとまではいえない、と実行委員会は考える。



以上

11/18 8:15 晴 安理

東北大學

北見匠，金子哲士

調査依頼の回答に不服だったため、提訴を行う。

現地の写真資料を見ても、「誘導ここから」の看板はコントロールより低く、認識しづらい。
また、4→5に進むと「大人とくテープと重なってみえた問題のカラーコードが写真では恣意的に
省かれており、調査を行った側も明僚ではないかたという教を持っていますと思われる。

そもそも、学生トップレベルのシード選手が統々誘導を過本なかたという事が
明僚ではないかと証拠だと考えられる。

改善の余地があると考えるのなら、失格の取り消しを求める。

裁定

現地にて誘導の設営（テープ、看板、カラーコーン）が適切であるかを検証した。

検証の結果、誘導は公正な競技を行うにあたって適切な範囲内で設営されていることを確認した。
よって失格の取り消しは行わない。

菅谷 裕志

稻田 旬哉

小野澤 清楓